

# 会報

No. 1

1979年1月  
日本分子生物学会  
事務局発行

## ◆第1回日本分子生物学会年会における総会議事録

日時 1978年12月5日 11時40分～12時20分

場所 東京都千代田区大手町 農協ビル

I. 議長として設立準備委員会の推選により、岡田節人（京大・理）と吉川寛（金沢大・がん研）を選出した。議長は委任状 59 通を含め総会が成立することを確認した。

### II. 報告

渡辺 格設立準備委員長より本会設立に到る経過について、1) 分子生物学シンポジウム開催に並行して行なわれたワーキンググループによる検討、2) 設立準備委員会の発足、3) 実行委員会による会則の決定、を経て会員募集を行なったこと、学会発足会を含めて第1回年会を企画、今日に到ったことが報告された。

次に本会の今後の運営は会則にのっとり会員により選出される評議員会を中心に行なわれるものであり、その体制を早急に実現するため選挙管理委員として、池田日出男（東大・医科研）、溝渕 潔（東大・理）、名取俊二（東大・薬）を選出したことを報告し、賛同を得た。

### III. 議事

#### i) 会則承認の件

準備委員会実行委員 関口睦夫より会則の説明があり、1978年12月5日より施行したいことが希望され質疑、討論を行なった。

出席者から第6条の“会員は本会の行なう諸事業に参加し”という記述の解釈をどう考えるか、につき説明が求められた。

これに対し渡辺 格委員長から「大会において会員は業績を発表するのは当然であり原則的にはすべて採択されるものである。しかし会員には資格制限がないため、ときには分子生物学と全く無関係の分野のもので学会発表として明らかにふさわしくないような内容のものが申込まれ

ることもあり得る。そのような場合には不採択にする可能性があるが、ただしその際、評議員会の議を経る必要がある。」との解釈がのべられた。

以上の討議ののち、議長から会則承認の議がはかられた。その結果、出席者の挙手により満場一致で承認され、その施行日を1978年12月5日とした。

ii) 会計 1978年度 中間報告

溝渕 潔準備委員会実行委員より現在までの会員数、及び会費納入状況、支出状況の中間報告があり了承した。

iii) 1978年度 予算及び事業計画

内田久雄準備委員会実行委員より来年度歳入を350万円と推定して事業計画が説明された。特に欧文報告集については約70編程度のものを収容、発行する可能性があり、従来の分子生物学シンポジウムのプロシーディングと同様、外国研究者への配布も予算化されていることが報告され承認した。

IV. その他

1. 渡辺 格準備委員長より特に発言が求められ、今回の大会の準備段階で申込まれた発表の一部を、いったん不採択とした事情につき説明がなされた。この責任はプログラム編成にあたってあらかじめ原則を定めなかった準備委員会にあり、その不手際を詫びられた。
2. 出席者の一人より他学会との重複発表をさけるべきではないか、という意見があり、議長から貴重な意見ではあるが本学会の学際性を十分に考慮して新しい評議員会において慎重に論議されるよう希望した。

◆日本分子生物学会設立準備委員会会合記録

日 時 昭和53年12月6日 12時～13時30分

場 所 農協ビル 9階和室

出席者 石浜 明, 今堀和友, 内田久雄, 岡田吉美, 志村令郎, 関口  
睦夫, 高浪 満, 三浦謹一郎, 溝渕 潔, 柳田充弘, 渡辺  
格(五十音順)

議事運営の方法について協議した結果、議長および書記に渡辺格と岡田吉美をそれぞれ選出し、下記事項を協議、決定した。

(1) 次期集会係について

次期集会係を関口睦夫(旧), 志村令郎(新)の二氏に委嘱する。

(2) 次期年会について

第2回年会は, 昭和54年12月上旬, 福岡において開催する。年会係を関口睦夫に委嘱する。

(3) 評議員の選挙について

12月5日, 学会が正式に発足したので, 早急に評議員を選出し, 学会の運営を行なう。そのため, 12月10日現在の会員で選挙人名簿を作成し, 選挙に必要なその他の書類と共に, 来年1月をめぐりに各会員に発送する。なお, 選挙人名簿には氏名と所属のみを記載し, a b c 順で配列する。

評議員決定のあと, 幹事就任のため評議員に欠員を生じたときの処置は, 第1回評議員会が決定する。

(4) 欧文報告集について

欧文報告集については, 欧文報告集委員会ですらに検討することとし, 内田久雄, 高浪 満, 三浦謹一郎の三氏に委員を委嘱した。

(5) 会報について

第1回総会の経過報告と議事の内容を会報として各会員に配布する。

◆日本分子生物学会第1回評議員選挙について

去る昭和53年12月5日の第1回総会において会則及び評議員の選出が承認されました。会則第10条, 第11条, 第12条及びおぼえがき(1~4)(別項)によって評議員選挙を行ないます。会員各位のご協力をお願いいたします。

記

設立準備委員会の決定にもとづいて今回の選挙における選挙権, 被選挙権者は, 昭和53年12月10日までに入会手続を行なった正会員とします。同封の「会員名簿」より10名を選んで, その氏名を投票用紙にご記入ください。これを小封筒に入れ(小封筒には投票者の住所, 氏名を記入しないで下さい), それをさらに大封筒に入れて, ご自分の住所, 所属および氏名をご記入の上ご送付下さい。

なお, 次の場合には, 投票が無効となりますからご注意ください。

1) 投票者の氏名が大封筒に記入されていないとき。

2) 投票用紙に10名以上連記した場合。但し、10名以下の場合には有効とします。

投票締切日 : 昭和54年2月28日(必着)

開票予定日 : 昭和54年3月1日

当選者の決定 : 得票数の多い順に20名を当選者とします。なお、同  
数得票者の場合は年長順とします。

昭和54年2月1日

日本分子生物学会選挙管理委員

池田 日出男

溝 渕 潔

名 取 俊 二

## 会 則

第10条 本会には、会長1名、評議員若干名、会計監査2名の役員をおく。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 評議員は評議員会を構成し、本会に関する諸事項を審議する。
3. 会計監査は本会の会計を監査する。

第11条 評議員は正会員の中から正会員の投票により選出される。会長は評議員の互選により定める。会計監査は評議員、幹事以外の正会員の中から評議員の投票により選出される。役員任期は2年とする。

第12条 会長は幹事若干名を指名し、評議員会の承認をうける。幹事は会長を助け、本会の運営にあたる。

## おぼえがき

1. 会長は正会員の中から3名を選んで選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員会は選挙事務を行う。
2. 投票は1人1票、無記名10名連記とし、郵送によるものとする。
3. 評議員は連続して3回選出されることはできない。この制限に抵触する者の氏名は選挙要項に公告される。
4. 得票者中の上位の者より順に20名を選出する。同数得票者については選挙要項に従って順位を定める。